

【改善前】

6. 延滞金

1文の長さが
最大316文字
1文の長さの平均は
80.7文字

納期限までに完納しない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数またはその全額が2,000円未満のときは切り捨てます。）に年14.6パーセント〔納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）〕の割合を乗じて計算した金額の延滞金を納めていただきます。ただし、計算した延滞金が1,000円未満の場合にはその金額を切り捨て、延滞金が1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨てます。

改善ポイント： 「短文」・「単文」化
条件分岐による箇条書き化
表記のルール的一般化

見出しを設けたり、箇条書きにしたりすることで、理解しやすくなっています。

【改善例1】

6. 延滞金

1文の長さの平均は
22.5文字

納期限までに納付しない場合は、「延滞金」を納めていただきます。延滞金は、次の方法で計算します。

【延滞金の計算方法】

延滞金は、税額に一定の割合を乗じて計算します。

この割合は、納期限の翌日から納付日までの日数により、異なります。

■納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
年7.3パーセント

※ただし、商業手形の基準割引率（注）に年4パーセントの割合を加算した割合が、7.3パーセントより少ない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合となります。

注）日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められるもの。
延滞金の計算においては、各年の前年の12月1日時点を基準とする。

■納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以降の期間
年14.6パーセント

※税額の1,000円未満の端数は切り捨てます

※税額（総額）が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません

※計算した延滞金が1,000円未満の場合には、その金額を切り捨てます

※計算した延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます